

U I J ターンマッチングサイト等の  
インターネット広告委託業務  
企画提案競技実施要領

令和元年 10 月

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

## 1 趣旨

県が運営する、県外在住者の県内企業等への就職を支援するためのマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」及び令和2年3月に県が実施する宮崎県ふるさと就職説明会について、現在は、チラシや各種広報紙、県庁ホームページなどで周知を行っている（行う予定である）が、この委託業務により、全国的かつターゲット層を絞る形でインターネット上での広告を効率的に行い、サイト登録者及びイベント参加者の増加を図る。

本要領は、このインターネット広告の出稿に係る業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により3(1)に掲げる業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者（以下、受託者という。）と随意契約を締結する。

## 3 業務の概要

### (1) 業務名

UIJターンマッチングサイト等のインターネット広告委託業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務内容

別紙「UIJターンマッチングサイト等のインターネット広告委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和2年3月16日（月曜日）まで

### (4) 予算上限額

2,962,410円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 支払方法は委託事業完了後の精算払いを予定している。

## 4 事務を担当する部局

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7109 ファクシミリ：0985-32-3887

電子メール：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp

## 5 仕様書等の配布場所及び配布期間

### (1) 配布資料

ア 仕様書 イ 審査基準表 ウ 応募様式集 エ 業務委託契約書案

### (2) 配布場所 4の場所

### (3) 配布期間 令和元年10月8日（火曜日）から令和元年10月29日（火曜日）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで）

※ 配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページ（募集・お知らせ）からダウンロード可能です。【ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

## 6 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種が「サービス（役務の提供）」に関する業種である者
- (2) 要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 共同企業体の場合は、次のアからウまでに掲げる要件を満たすこと。
  - ア すべての構成員が、(1)から(4)までに掲げる要件を満たすこと。
  - イ 共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。
  - ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。

## 7 スケジュール（予定）

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 公 告       | 令和元年10月 8 日（火曜日） |
| (2) 参加申込書受付期限 | 令和元年10月18日（金曜日）  |
| (3) 質問書受付期限   | 令和元年10月21日（月曜日）  |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和元年10月29日（火曜日）  |
| (5) 面接審査日     | 令和元年11月 6 日（水曜日） |
| (6) 審査結果通知    | 令和元年11月 7 日（木曜日） |

## 8 参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 4の場所
- (2) 提出期限 令和元年10月18日（金曜日）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリ
- (4) 提出書類
  - ア 参加申込書（様式第1号）
  - イ 代理人を選定した場合にあつては、委任状（様式第2号）
  - ウ 共同企業体を構成する場合にあつては、共同企業体協定書（様式第3号）
- (5) その他
  - ア 電子メール又はファクシミリで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。
  - イ 郵送、電子メール又はファクシミリにより参加申込をした者に対しては、雇用労働政策課から書類を受け付けた旨の電話連絡を行うが、申込みの日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに連絡が無い場合には雇用労働政策課に問い合わせること。  
（提出期限の日に電子メールまたはファクシミリで参加申込書を提出した者は、当日中に雇用労働政策課に対して電話で到着状況の確認を行うこと。）
  - ウ 参加申込書の提出後に企画提案競技を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに辞退

届（様式第4号）を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、本業務に係る企画提案競技の参加辞退は、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

エ 企画提案書が企画提案書提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

## 9 質問及び回答

### (1) 質問

#### ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第5号）を次の方法により提出すること。

(ア) 電子メール（アドレス：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。

(イ) 件名は「U I Jターンマッチングサイト等のインターネット広告委託業務企画提案競技に関する質問」とすること。

#### イ 受付期限

令和元年10月21日（月曜日）午後5時まで

### (2) 回答

質問者に対し、原則として、質問受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に回答するものとする。

ただし、仕様書等の変更に係る質問に対する回答については、参加申込書を提出したすべての者に回答するものとする。

## 10 企画提案書及び見積書の作成及び提出

### (1) 企画提案書

ア 審査基準表の各項目順に従って提案内容を分かりやすく記載し、印刷物を6部（正本1部及び副本5部）提出すること。

イ 日本工業規格A列4番の用紙で作成し、10ページ程度にまとめること。

必要であれば、日本工業規格A列3番の用紙を折り畳んで使用することができる。

ウ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。

エ 日本語で表記し、専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

オ 企画提案書には通し番号を振り、目次を付けること。

カ 本業務を達成するに当たり、県職員に求める作業及び資料等について記載すること。

キ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

### (2) 見積書

ア 見積書には積算内容を明記すること。様式は任意とする。

イ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

### (3) 提案者の企業概要等（A4紙1～2枚程度）

### (4) 提案者の直近3期分の決算報告書

### (5) 提出期限

令和元年10月29日（火曜日）午後5時まで

- ※ 4の場所まで持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。送付の場合であっても上記の日時必着とする。）
- ※ 企画提案書及び見積書を提出した後においては、これらの書類の内容を変更することはできない。

## 11 審査

審査は「UIJターンマッチングサイト等のインターネット広告委託業務企画提案競技審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき行うものとする。

ただし、参加が多数である場合等、県が必要性を認めた場合のみ、面接審査の前に書類審査を行う場合がある。

### ○ 面接審査（対面審査）

#### ア 内容

企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

#### イ 場所

宮崎県庁舎内

#### ウ 選定期間

令和元年11月6日（水曜日）実施予定

#### エ 時間

説明時間20分以内、質疑10分以内とする。

#### オ 説明者

審査会場の入場者は3名以内とする。主たる説明者を1名、主たる説明者を補助する者を2名以内とし、主たる説明者は本業務の主任担当者とする。

#### カ 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し、電子メール及び書面により通知する。

#### キ その他

面接審査の詳細については、参加申込書受付期限終了後に通知する。

県では、プロジェクター及びスクリーンを準備するが、パソコンとプロジェクターを接続するコード等については企画提案競技参加者が準備すること。

また、県が管理する庁内ネットワーク回線（L GWAN回線を含む。）及びインターネット回線については、セキュリティ上の理由から使用できないため、注意すること。

## 12 契約

- (1) 最優秀提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 本業務を担当する予定の業務主任技術者及び業務担当技術者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結をしない場合がある。

## 13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は6の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自ら提案をするとともに、他人の代理人として提案した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱した者、又は不明な提案をした者

## 15 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。  
なお、県は、提出された書類を、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務による成果品は、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則によるものとする。